

大分郡樂員会

染 矢 多 喜 男

大分県では、神楽といえば岩戸神楽をさすように、岩戸神楽が広く分布している。殊に大野郡は最も盛行している地域である。例えば、大分市付近では大分郡庄内町の庄内神楽が著名であるが、この庄内神

楽は大野郡の岩戸神楽を伝習したものである。単に大分郡に伝えられ

ただけでなく、南海部郡——その一部はかつて大野郡であつた——や直入郡にも広がり、県内の岩戸神楽では最も広い分布を示し、神楽組の数も最も多い現状である。大野郡の岩戸神楽がこのように広い分布を示しているのは、その成立が遅かつたため——おそらくは江戸末期——、非常に演劇化しており、勇壯活発でテンポが早く、農民の娯楽として観迎されたことは勿論である。しかし、他面大野郡特有の楽員会の存在を無視することはできまい。

成立

大野郡樂員会の成立は明治三九年である。「大野郡樂員会則」によれば、「明治卅八年一月十日大分県訓令第一号ノ御主旨、及大野郡各神社樂員取締規程并ニ樂員奉務規程等ニ基キ」とあり、樂員会結成のきっかけになつたものは、明治三八年一月一〇日の大分県訓令第一号

である。この訓令の内容を未だ明らかにしえないが、日露戦争中であるため、国難に対処しようとする国家主義や敬神思想の高揚と無関係ではあるまい。大分県訓令第一号に基づいて、大野郡各神社樂員取締規程（明治三八年一月一三日）・大野郡樂員申合規約・樂員奉務規程が制定され、大野郡樂員会およびその会則（明治三九年四月二十九日）が成立をみたようである。

会員

樂員会則第四条によれば、「本会ノ会員ハ各組樂員正副長ノ内専名ツツヨ以テ会員トス。」とあるから、神樂組単位に入会し、樂員会というけれども樂員長会というべきものであつた。樂員会所蔵文書でも、樂員会と記すとは限らず、樂員長会と記した場合もかなり多いようである。

次に樂員会に加入していた神樂組の数や名称について考えてみよう。明治年間の議決録には次のように出席会員数を記すのみである。三九年一九名・四〇年一七名・四一年二二名・四二年一〇名・四三年二〇名。ただし、四三年には、欠席五名・無届欠席奥畑組・綿田組という記載があるので、これを手掛りとして会員数は二七ではないかと推測できる。すなわち、出席一〇名に欠席五名と無届欠席二名を合計すれば二七名になるからである。その後約一五年間は資料が皆無であるが、大

正一四年四月の決議録送付覚に、「樂員長一部宛、一四名に送付」と

考える。

いう記載がある。四二年に二七組あつたとする前記の推定数と三組の相違があるけれども、この三組の減少を説明する資料が発着文書綴に発見できる。大正一四年一月に樂員長小倉祐馬より神職生田秀生・藤田茂人・矢野速見宛の「總会ニ引続キ數年間無断欠席シ、且奉務金モ引続キ同様滯納ト相成居リ、取扱上支障不少候。」という理由をあげて、各神職所屬神樂組を公式除名するから承認をえたいという書簡がある。除名を勧告された神樂組は、野津市村中山八幡社所屬生ノ原組・南野津村平川八幡社所屬平川組・小野市村鷹島屋社所屬宇目組の三組である。以上三組の中、生ノ原組については、三月三〇日付けで神職生田秀生が出した樂員除名願があり、「数年前ヨリ樂長老衰致シ、爾後樂員ニ於テモ引続キ奉務出来難キ旨申来り候。」と理由が記されている。また、平川組も神職藤田茂人から小倉祐馬に宛てて、「平川俚樂の件は先年若杉殿取締り御奉務の際、口答を以て辞退届致し置候。」：再び樂員にはかり、四人立ちでも勤めては如何かと申聞け候も、一向に評議決せず、：：此の上は貴下の御しよ致を仰ぐより外は之れなく候。」と二月二一日付けの書簡が出されている。字目組について

明治末と大正末の間は以上三組の外に変動がなかつたとすれば、成立当初の神樂組数は二七となり、前記の推測が正しかつたことになる。次に大正一四年以後の変動についてみれば、大正一四年五月に樂員会長小倉祐馬より友幾馬宛の書簡案に、樂員新設方の照会があつたことがわかる。九月にも「御照会ノ件左ノ通回答候」として、「本年總會ノ通知ナキハ小職手許ノ帳簿ニ記載ナカリン為、今後ハ通知ス。」とて、奉務規定及び一三年より一四年までの決議録各三種を送付したことが記されているので、加入を認められたものと思う。その後も下藤組（昭和三年）・本城組（昭和七年）・春日組（昭和二年）が加入したために、最盛時には加入神樂組は二八に達していた。

大正一四年以降の新加入を含めた二八組について、神樂組名称・流派・所屬神社・所在地・社司（掌）名を樂員会所蔵文書によつて調べたものが第一表大野郡樂員会所屬神樂組一覽表である。同表の現況欄のみは、現樂員会長羽田野義元氏の御教示によつた。氏名は現樂員長である。

また、各組の歴代樂員長氏名を樂員会所蔵文書によつて表示したもののが、第二表大野郡樂員会所屬神樂組樂員長一覽表である。表の○・△・×の記号はそれぞれ樂員任免書類・樂員会書類・発着文書綴にことから考へれば、平川・生ノ原両組と同じように除名されたものと

よつたことを示している。なお、空白欄を埋めるために各神樂組について調査した。返答をいただいた大木・本城・緒方・春日の四組に心から御礼を申し上げたい。

奉務金

樂員会則には「本会ノ実費ハ毎会々員ヨリ支弁スルモノトス。」（第拾四条）とあるのみで、いかなる名称でどの程度の金額を徴集したものは明らかでないが、大野郡各神社樂員取締規程によれば、「奉務金樂員姓名ニ付貳拾錢ツツ、毎年三年末日迄ニ徵收シ、當該支所ニ納付スヘシ。」（第二十条）とある。奉務金という名で徵集されたことがわかる。その後、明治四一年度決議録ノ評議事項に「樂員奉務金ト云フ名称改正方支所長ニ申請スルコトニ決ス。」とあり、明治二二年度決議録の議決事項に「樂員奉務金ノ名稱ヲ止メ、樂員支所納金トスルコト」と改称が決議されている。しかし、大正時代に名称は再び奉務金と改称され、増額をみたようである。すなわち、大正一四年九月、樂員會長より神職友幾馬に宛てた書簡案に、「奉務金ハ一人ニ付六拾錢ツツ、即チ岩戸流ハ一組七円貳拾錢宛」とあり、明治三八年の三倍になつていて、なお、一組から七円二〇銭という計算は、同書簡案に「岩戸流ハ樂員拾貳名以上ノ規定」とあることによつて納得される。昭和五年六月、樂員會長小倉祐馬より神職和田熊彦宛書簡案でも、「奉務金一人ニ付六拾錢ツツ十二人分七円貳拾錢ツツ」とな

つてゐる。ところが昭和一四年決議録の決議事項に「奉務金ハ岩戸流一人五十銭」と記されていて、前記の六十銭と矛盾するようであるが、その理由は不明である。

その後、昭和一四年に増額されて、「岩戸流一組八円トシ、三輪流ハ一組貳円五十銭」となり、日華事變以後の物価高が影響し始めてゐる。さらに大東亜戦争が始まると物価高は顕著となり、昭和一七年度決議録では「岩戸流一組ニ対シ貳拾円、三輪流一組ニ対シ五円」と倍以上に増額が決議されている。戦後の悪性インフレの影響が深刻であったことは奉務金にも現われている。二一年に三〇円となつたが、不足だから一〇円増加して出金して欲しいと二二年の樂員会案内状に見える。さらに「三年の案内状では六〇円、一九年には岩戸流六五〇円、三輪流は三五〇円となつてゐる。

徴収された奉務金の支途はどのようにになつていてあらうか。「発着文書綴」の昭和五年六月、樂員會長小倉祐馬より和田熊彦宛書簡案によれば、「樂員長出席手当トシテ一円貳拾錢ヲ会當リニ支給シ、尚宴會費二一円ツツヲ補助ス。依テ残額五円トナル。此ノ五円ヲ折半シ、貳円五拾錢 樂員會ノ諸費。貳円五十錢 所属神職ニ支給。」と記してある。奉務金は樂員會總会費・樂員會諸費・神職支給分にほぼ三分されたようである。樂員會諸費として繰り入れられる金額が、一神樂組より二円五十銭であれば、樂員會の会計はかなり苦しかつたことが想像される。しかも、奉務金の納入が必ずしも円滑でなかつたため

に、奉務金の納入督促状案が発着文書綴にかなり多く見られる。

奏楽料

神樂奉納の謝金は神樂組が経済的に成り立つ基礎であるため、関心の強かつたことがうかがわれる。明治三八年の大野郡樂員申合規約に次のように定められている。

第五条 倆樂ハ所屬神社外ノ神社ヨリ聘雇セラレ、之レニ応セントスルトキハ、左ニ定ムル所ノ謝儀ヲ受クルモノトス。

一、大俚樂ハ拾貳番以上 此謝金五円以上

二、中俚樂ハ拾番 此謝金參円五拾錢

三、小俚樂ハ七番 此謝金貳円以下

但、自賄ハ断然遮絶スルコトニ定ムト雖トモ、郡村等ノ聘雇ニ係ルトキハ此限ニアラス。

第六条 宮流神樂ノ謝金ハ特別トシ左ノ如ク定ム。

一、大祭一日老人 金四拾錢ツツ

一、中祭全上 金參拾錢ツツ

一、小祭全上 金貳拾五錢

第七条 荷物ノ送返ハ聘雇者ノ自弁トス。

しかし、翌三九年に改正されて、中俚樂は四円以上、小俚樂は貳円失

以上となつたのは、物価の変動よりは中・小俚樂の奏楽料が低きに失

していたものであろう。なお、この際に七番以下の時は宮流神樂謝金の例によることが定められた。さらに出合神樂については、

第八条 倆樂一組以上全時全場所ニ於テ執行ノ依頼ヲ受クルトキハ、其ノ謝金額ハ当分ノ間ハ、必ス前条定ムル謝儀額ノ一倍以上ヲ受クルモノトス。

と、樂員申合規約に定めてあつたが、四〇年に、「出合神樂ハ一組ニテノ番数ハ八番以上トシ、謝金ハ八円ト定ム。但、武舞台ヲ設クルコトヲ許サス。」と改正された。

大正年間に奏楽料の変更があつたと考えられるが、資料がないので不明である。昭和九年の樂員長会議事録に参考事項として、当時の奏楽料が次のように記載されている。

一、岩戸流 大十八円以上 中十三円以上 小九円以上。

二、三輪流 大一人ニ付一円五十錢 小一人ニ付一円。

三、願神樂ハ一番ニ付一円以上トス。

四、神社大祭ニ当リ、奏樂ノミニ（神樂ヲ舉行セズ）雇ハレタル場合

ハ、初穂料ハ一人ニ付八拾錢宛申受クルコト。

五、願神樂ハ神前ニ奏上料トシテ、其料金ノ二割ヲ奉仕神職ニ納入スルモノトス。

以上昭和六年三月改定。

六、出合神樂ハ一組ニ対シ、金武拾円以上トシ、番数ハ十番ノコト。

昭和八年三月改定。

昭和一三年度楽員長会決議録によれば、次のように増額が決議されている。

一、楽員ノ初穂増額ノ件

岩戸流 大二十円以上 中十五円以上 小十円以上

三輪流 大一人ニ付一円五十錢 小一人ニ付一円三十錢

願神樂ハ一番ニ付キ一円五十錢以上トス。

同時舞ハ二十五円以上トシ、番数ハ十番ノコト。

神社大祭ニ当リ奏楽ノミニ（神樂ヲ挙行セズ）雇ハレタル場合ニハ、

一人ニ付キ一円宛申受クル事。

ついで、昭和一五年度楽員長会決議録によれば、「諸物価ノ暴騰ニ

伴ヒ楽料ヲ増額」として、

岩戸流 大二十五円以上 中二十円以上 小十三円以上。

三輪流 大一人ニ付キ一円 小一人ニ付キ一円五十錢

願神樂ハ一番ニ付キ一円以上トス。

同時舞ハ三十五円以上トシ、番数ハ十番ノ事。

神社大祭ニ当リ奏楽ノミニ雇ハレタル場合ハ、一人ニ付キ一円二十

銭宛申受クル事。

大東亜戦争に突入すると、物価の昂騰はさらに深刻になつてきた。昭和一七年度楽員長会決議録では、昭和六年頃の一倍前後にまで増額されている。

大神樂参拾五円以上 中神樂参拾円以上 小神樂武拾円以上。

三輪 大一人ニ付参円以上 小武円以上

願主一番ニ付参円以上。

同時舞五拾円以上、番数ハ十番ノコト。

奏楽ノミニ雇ハレタル場合ハ一人ニ付武円申受ルコト。

樂員

樂員取締規程の第五条によれば、樂員としての要件は、年令が「満十五才以上」であれば性別は問わない。学歴は「高等小学校卒業者又

ハ之と均シキ学力」で、「國礼改修者」であり、「選定委員ノ詮衡」を経ることであつた。しかし、次のような除外規定があつた。第七条 左ノ各項ノミニ該當スル者ハ第五条ニ依フシテ樂員ニ推舉スルコトヲ得ル。

一、神職タリシ者及ヒ其祖先ヨリ樂員タリシ者ノ子孫。

二、明治三十五年以前ヨリ樂員勤続ノ者。

三、特ニ技芸堪能ノ者。

樂員にならうとする者は樂員願と國礼改修證明書に手數料三〇錢を添えて、神職取締支所長へ提出することになつてはいた。國礼改修とは誕婚葬祭の四大礼を國法に改修することで、證明書は神職または神道教師と親族が連名して證明したものであつた。志願者は「郡内神職ノ互撰」（第八条）による三名の試験委員が、「一、祭典ニ列スルノ心得得」、「一、祓詞」、「一、樂員心得」（第十一條）について試験または撰定に合格すれば、次のような御請書を神職に出して正式に樂員となつたようである。

御請書

今般、何々神社所屬樂員御下命相成候。然ル上ハ樂員奉務規約ヲ遵守シ、都テ御指揮ニ従ヒ可申候。若シ不都合ノ義有之節ハ、御除名被成下候トモ、一言ノ苦情申立間敷候。依テ御請書御書差出候也。

年月日

郡 村某神社樂員

姓 名印

右樂員長

姓 名印

大野郡神職取締支所御中

何神社々（司）（掌） 何某殿

正式に樂員として採用されると、樂員は単なる芸能人でなく、神祭の奉仕者であるためにかなり厳しい制約があつたようである。まず一般人と同じように、「樂員ハ平素品行ヲ慎ミ德義ヲ重シ」（大野郡樂員申合規約第二条）、「樂員奉務規程第三条」が要求されるのは当然である。奏樂に際しては、「大野郡神職取締支所及ヒ所属神社神職ノ指揮ヲ受ケ」（樂員奉務規程第二条）ねばならなかつた。「他ノ神社ニ被雇奏樂スルトキハ、其神社神職ノ指揮ヲ受ケ」（樂員奉務規程第四条）で、「該奉仕神職ヨリ俚樂執行証ヲ受領シ、之レニ所定ノ記入ヲナシテ所属神職ニ返納」（樂員取締規程第十七条）しなければならなかつた。「神社以外ニテ奏樂ヲ為サントスルトキハ、豫メ所属神社ノ神職ヘ申出、其指揮」（樂員取締規程第十六条、樂員奉務規定第六条）を受ける定めであつた。奏樂の際は「神前ニ於テ祓式ヲ受」（樂員奉務規程第七条）け、俚樂執行の際は「神職ノ正服斎服ヲ着用スルコトヲ」（樂員取締規程第十五条）えなかつた。

以上のような樂員の心得に関する規程は、樂員会において成文化され以前から存在していたようである。「樂員会決議録」に参考資料として次に記す「樂員心得書」の写が綴じてある。

大分県大野郡今市村武百七拾武番地

甲斐野平八

明治六年十一月十一日生

樂員心得書

第一条 神事ニ非サレハ雅楽・俚樂ヲ奏スルヲ得ス。

第二条 附屬樂員ハ凡テ其神社祠官掌ノ監督ヲ受クヘシ。

第三条 附屬樂員ハ常ニ誓令書並此ノ心得書ヲ携帯スヘシ。

第四条 附屬樂員ハ技倅堪能ニシテ身元不都合無キ者ニ限ル。尤左ノ

各項ニ触ル、モノハ樂員タルコトヲ得ス。

一、実決ノ刑ニ処セラレシモノ。

二、身代賠ノ処分ヲ受ケ、負債弁償ノ義務ヲ竟サルモノ。

三、不品行又ハ破廉恥ノ所業アルモノ。

第五条 附屬樂員又ハ他ノ神社ヨリ聘雇セラル、所屬祠官掌ノ許諾ニ
非サレハ聘雇ニ応スルヲ得ス。

第六条 他ノ神社ニ聘雇セラレ奏樂スルトキハ該祠官掌ノ指揮ヲ受ク

ヘシ。

第七条 附屬樂員ハ此ノ心得書ニ違背スルモノハ其ノ輕重ニヨリ誓令

書ヲ没収スルコトモアルヘン。

右確守可致候事

明治廿五年十月五日

神官 和田熊彦

樂員に関する規程の外、樂員会決議録に現われた点を二、三付記す
ると、「御囃方ニシテ突然舞台ニ出テ、神樂舞人ノ如ギ行為ヲナサ、
ル様留意スヘキ事」と「樂員ハ毎回奉仕ノ始メニ於テ必ス慎重ニ神明
ヲ拝礼スヘキ事」が明治四〇年に、「樂員ニシテ壯士廿芝居ノ役者ト
ナルヲ禁スルコト」が同四二年の決議録に記されている。昭和時代の
決議録には、樂員の心得に関する記事は皆無で、人身を拘束する厳し
さが少なくなつたようである。

樂員で不心得なものが出了場合については、「樂員奉務規程ニ違背
シタル者は所属神職又ハ他ヨリ具申ニ依リ、支所長ハ其実否ヲ正シ、
譴責又ハ除名スルコトアルヘシ」（樂員取締規程第十四条）と規定し、
善行者については、「樂員ノ本分ヲ守リ敬神ノ実ヲ掲ケタル者、其他
善行アル者ハ所属神職又ハ樂員三名以上ノ具申ニ依リ、支所長ハ相当
ノ賞ヲ行フコトアルヘシ」（同上第十三条）とある。しかし、樂員会
書類には上記規定による賞罰の記録は見当らなかつた。表彰について
は、樂員長を一〇年以上、樂員は二五年以上勤続すれば表彰するとい
う、永年勤続の取扱いが発着文書綴の昭和二三年の項に記されている。

第一表 大野郡樂員会所屬神樂組一覽表

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	%
下 藤 組	松 尾 組	丸 山 組	八 (大 鳥居 組)	淺 草 組	折 小 野 組	犬 山 組	栗 ヶ 烟 組	黑 松 組	大 迫 組	大 木 組	柴 山 組	木 所 組	神 樂 組 名
三 輪 流	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	流派名
熊 野 神 社	城 山 神 社	丸 山 神 社	八 坂 神 社	淺 草 神 社	淺 草 八 幡 神 社	上 津 神 社	栗 ヶ 烟 神 社	阿 蘇 社	平 尾 社	平 尾 神 社	柴 山 八 幡 社	明 神 社	所屬神社名
"	"	村 社	"	"	"	県 社	"	村 社	"	"	郷 社	村 社	社格
野津市村 (野津町) 原	今 市 村 (野 津 分 属 町 郡)	今 市	三 重 町 松 尾	大 野 町	東 大 野 村 (大 野 町)	東 大 野 村 (大 野 町)	長 谷 村 (犬 飼 町)	長 谷 村 (犬 飼 町)	井 田 村 (千 歳 村)	柴 原 村 (千 歳 村)	柴 原 村 (千 歳 村)	戸 上 村 (野 津 町)	在
昭 3 生 田 秀 生		大 14 和 田 熊 彦		昭 2 安 達 成 義	昭 3 安 達 成 義				大 木	昭 3 北 野 尚 人	土 谷 清 親	社 掌 名	
昭 25 解 散	赤 嶺 清		昭 30 解 散	昭 31 解 散	昭 30 解 散	綿 貫 惠 敏	昭 34 解 散	原 山 幸 徳	廣 末 正 則	尾 石 忠 則	渡 辺 明 良	現 況	

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
綿田組	深山組	板井迫組	若宮組	伏野組	小野市組	春日組	宮迫組	緒方組	平石組	奥畠組	川辺組	本城組	牟礼組	上田原組
"	"	"	深山組	"	"	"	"	"	"	御嶽流	"	"	"	"
俵積神社	八幡坂神社	神明社	若宮神社	鷦鷯尾神社	鷹鳥屋社	平岡社	御嶽社	緒方三社	健男社	御嶽社	川辺神社	熊野神社	牟礼神社	御手洗神社
郷社	県社	"	"	村社	郷社	村社	"	"	"	郷社	"	"	"	"
西大野村（朝地町）綿田	上井田村（朝地町）板井迫	上井田村（朝地町）若宮	重岡村（宇目郡）	小野市村（南海部郡）	牧口村（清川村）	合川村（清川村）	合川村（緒方町）	百枝村（三重町）	白山村（三重町）	合川村（三重町）	新田村（三重町）	百枝村（三重町）	新田村（三重町）	百枝村（三重町）上田原
	昭5原田実	昭5菅谷乙磨		大14友幾馬	大15矢野速見	昭11衛藤正	昭2三浦惟義					昭7内藤至	昭4神田駒久	
昭27中止	昭30解散	羽田野久士	森明彦			昭33解散	佐保真磨	加藤玉彦	工藤逸生	多田鶴香	麻生幸人	足立治義	右田守	伊東隆範

第二表 大野郡樂員會所屬神樂組樂員長一覽表

系	沖 美 姓	組 名	大正 14 年	大正 15 年	昭 和 2 年	昭 和 3 年	昭 和 4 年	昭 和 5 年	昭 和 6 年
1	木 所	組			× 渡 边 政 太	×	×	×	
2	柴 山	組			○ 柴山善太郎	○	○	○	
3	火 木	組	佐 野 小 一 郎	*	○ ○ *	○ 二 営 正 人	*	×	柴 山 正 幸
4	火 透	組			○ 三 宫 金 十 郎	○ 沢 山 正 幸		○ 三 宫 金 十 郎	○ 有 田 松 夫
5	黑 橋	組				○ 後 藤 寛 十		○ 大 旗 政 人	○
6	栗 夕 増	組	× 大 稲 重 馬			×	×	○ 大 旗 重 馬	○
7	犬 山	組	× 錦 賀 文 雄			×	×	×	×
8	折 小 野	組			×	小 山 薩 幸		×	甲 廉 定 男
9	淡 草	組				○ 十 時 守		○ 十 時 守	
10	八 坂	組			○ 庄 酒 宝 五 郎	×	○ 須 田 馬	○ 後 鹿 一 馬	
11	丸 山	組	○ 安 事 長 次 郎	○	○ 甲 施 野 虎 雄	×		○ 赤 星 劳 悅	
12	松 尾	組				○ 赤 鹿 定 雄		○ 赤 鹿 雄 一	
13	下 垂	組				○ 須 田 享 一	×	○	○
14	上 田 原	組						○ 須 田 安 馬	
15	平 乳	組				○ 須 田 租	○ 須 田 学		
16	木 犬	組							
17	川 透	組	× 赤 星 利 夫					○ 赤 星 利 夫	
18	奥 伸	組				×	○ 小 野 重 馬	○ 小 野 重 馬	*
19	平 石	組				×	○ 欲 野 千 代 馬	○	*
20	精 方	組	後 藤 政 男	*	*	×	○	○ 后 藤 千 代 馬	○
21	富 游	組	○ 三 游 長 次 郎	○ 佐 保 久 太 郎	×	○		○ 佐 保 久 太 郎	○
22	春 日	組							
23	小 野 市	組	大正 14・1 成立	○ 萩 原 雄 作	○ 佐 保 久 太 郎	○	○	○	
24	伏 野	組	○ 下 相 安 太			×	○	○	
25	若 宮	組			○ 小 野 浩 馬	○ 小 野 浩 馬		○ 小 野 浩 馬	
26	板 井 游	組				○ 工 廉 高 夫		○ 工 廉 高 夫	
27	深 山	組						○ 須 田 伸 馬	
28	綿 田	組				×	○ 工 廉 高 夫	○ 工 廉 高 夫	
冲 教 会 支 部 会 長						×	○ 工 廉 高 夫	○ 工 廉 高 夫	
実 員 長 会 長						○ 須 田 文 男			

昭和 15 年	昭和 16 年	昭和 17 年	昭和 18 年	昭和 19 年	昭和 20 年	昭和 21 年	昭和 22 年
村上 猪吉	△ *		○ 村上 猪吉			○ 渡辺 文男	
柴山 武市	△ *		○ 柴山 武市	○ 梅木 彦馬			○ 高橋 格
*			○ 広末 実明	○ 広末 基	原田 敏男	○ 柴山 正常	佐藤 文夫
					○ 柴山 正常	二宮 駿作	
後藤 嘉平	△ *					○ 後藤 嘉平	○ 後藤 嘉平
阿南 強	△ *		○ 阿南 正央	○ 阿南 正央	○ 阿南 王		○ 阿南 王
風野 成実	○ 謙 真 弁	△ *	○	○ 野村 天士			
後藤 邦	○ 安達 行馬	△ *	○				○ 後藤 定馬
*	△ 大庭 武生	△ *	○		○ 寺次 敏夫		○ 寺次 敏夫
森岡 常太郎	△ *						
甲斐野 勇	△ *		○ 藤田 敏夫		○ 藤田 敏夫	○ 甲斐野 朝照	
	△ 赤嶽 露輝	△ *	○ 高野 順	○ 赤嶽 露輝			
*	△ *						
小野 康生	○ 広瀬 郁一	△ *			○ 神田 正夫		○ 戸川 直人
*	○ *		○ 花立 道義	○ *	*	*	*
後藤 二十日	○ 後藤 實麻	△ *					
*	○ *						
*	○ *		○ 後藤 二三夫		○ 後藤 二三夫	○ 佐藤 右左美	○ 後藤 右左美
*	○ *		△ *				
*	○ *		△ *				
伊藤 俊							
*	○ *						
*	○ *						
工藤 朝夫	△ *			○ 工藤 朝夫	○ 工藤 朝夫		
*	○ *						
*	○ *						
*	○ *						

昭和 1 年	昭和 2 年	昭和 3 年	昭和 4 年	昭和 5 年	昭和 6 年	昭和 7 年	昭和 8 年	昭和 9 年
○後藤勇成	△渡辺茂	○渡辺茂	○	○	△	○	○	○
△高山武市	×	○	○	○	○	△	△	△
△牧 雪	△牧 雪	△牧 雪	△	○	○	△	△	△
○成松五月	○白石春夫	△白石春夫	△	×	△	△	△	△
△	△阿南 北夫	△	△	△	△	○	○	○
○足立 武夫	○足立 武夫	○足立 武夫	○	○	○	○	○	○
平 時 守	○後藤京馬	△後藤京馬	○	○	○	△	△	△
△	○広瀬宝五郎	○広瀬宝五郎	○	○	○	○	○	○
△羽田野 弟	×	△	△	△	△	△	△	△
△安藤長次郎	○甲斐野 勇	△	△	×	○	△	△	△
△	×甲斐野平八	△	△	○	○	△	△	△
△	×高 野 晴	△	△	○	○	△	△	△
△植田 孝一	△植田 孝一	△植田 孝一	△	○	○	△	△	△
△	△神田 安馬	×	○	○	○	△	△	△
△	△神田 孝一	△	△	△	△	△	△	△
○足立 義作		×	○	○	○	○	○	○
△	×小野 恵馬	△	△	△	△	△	△	△
△	×三浦 求馬							
○	○後藤千代馬	△後藤千代馬	△	○	○	○	○	○
△西田 德馬	△西田 德馬	△西田 德馬	△	○	○	△	△	△
△	△西田 德馬	△西田 德馬	△	○	○	△	△	△
○佐藤庄太郎	○野下 駒夫	○野下 駒夫	○	○	○	○	○	○
○	△小倉正夫	△小倉正夫	△	○	○	○	○	○
○朝倉 市馬	○工藤高夫	△工藤高夫	△	○	○	○	○	○
△	△工藤 錠馬	△工藤 錠馬	△	○	○	△	△	△
△三浦 隆義	△小倉正夫	△小倉正夫	△	○	○	△	△	△
○	○工藤 錠馬	○工藤 錠馬	○	○	○	○	○	○
△	○工藤 錠馬	○工藤 錠馬	○	○	○	○	○	○

昭和 13 年	昭和 14 年	昭和 15 年	昭和 16 年	昭和 17 年
○大村 久志	○渡辺 強			
△	△	△	△	甲斐 金家
○岩田 岩男				
○大塚 肇				
○足立 順子				
○				
○後藤右近美				
○				
○小澤田市夫	○小澤田長喜			
○	○	○	○	○
○工藤秀夫				
○工藤秀夫	○工藤秀夫	○	○	
○				
○狩野 和之				
○狩野 和之				